

主な記事

- 各府省庁の8年度税制改正要望 2面
- 国税庁の8年度予算概算要求等 3面
- 特例承継計画の提出が過去最少 3面
- 地方税の税源偏在に是正の声 4面

基礎控除等の見直しで12月以後の源泉徴収事務に変更

7年分年末調整のしかたを公表

国税庁は8月29日、令和7年分年末調整のしかたを公表した。6年分と変わった点として、7年度税制改正で所得税の基礎控除等の見直しなどが行われ、これら改正が原則7年12月1日に施行されて7年分以後の所得税に適用されるため、7年12月に行う年末調整など12月以後の源泉徴収事務に変更が生じることなどを挙げている。また、7年分の年末調整から「調書方式」に対応した住宅ローン控除の適用を受ける人が出始める。調書方式の場合、給与支払者が提出を受ける「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要となるので注意が必要だ。

「調書方式」は「証明書」の添付不要

7年度税制改正では、年末調整のしかたでは、①給与所得の給与と所得控除の最低保障額と基礎控除との支払を受ける人の除の最高額を各10万円引き上げたうえで、基礎控除を上乗せ特例により一定の中所得者層まで収入等にのびて537万円上乗せすることとした。特定親族特別控除の創設や扶養親族等の所得要件の改正も行われている。

これらを7年12月に行う年末調整など12月以後の源泉徴収事務で反映させるに当たり、除申告書の提出を受ける人から「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受け、②特定親族特別控除の適用を受けようとする給与の支払を受ける人から「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けているので、改正後の基礎控除額等や同金額の表に基づき、年末調整の計算を行う。なお、6年9月から

「試作品開発」は固定資産税5年間免除を

中小企業 研究開発の設備投資に特例要望

経済産業省の令和8年度税制改正要望には、中小企業による研究開発投資拡大に向けた固定資産税の特例措置の創設が盛り込まれている(9月1日号1面参照)。総務省等で公表されている要望書は、①試作品開発の用に直接供される資産を取得した場合、5年間、固定資産税を全額免除する期間を8年4月1日から10年3月31日までの2年間とされている。中小企業の研究開発の促進のためには、税制措置により、分野、業種、規模、時期等に縛られない幅広い継続的な研究開発投資への支援が必要であり、赤字企業等にとって法人税の控除による研究開発投資のインセンティブ効果は限定的であるため、赤字企業を含め、研究開発に効果のある設備投資に限定するとしている。

通勤手当の非課税限度額が改正されると年末調整での対応が必要に

前回は10月20日に改正が施行で遡及適用

8月7日に行われた令和7年の人事院勧告で7年4月1日以降の措置内容として、公務における自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告された。自動車等で通勤している人の通勤手当の非課税限度額は同手当の額をベースに定められている(8月25日号1面参照)。人事院勧告を受けて、国税庁は今後、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合は、年末調整での対応が必要になることがあるとする情報を公表した。

前回、人事院勧告に基づいて自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが行われた平成26年を参考にす

ると、26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車等の交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられた。この改正は26年10月20日に施行され、26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く)に遡及して適用された。

このとき、すでに支払われた通勤手当は改正前の非課税規定を適用して所得税等の源泉徴収が行われていたが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、同年の年末調整の際に精算した。

国税庁の情報は、今回も同様の対応が必要になる可能性を示唆している。同庁は年末調整を行う前には、同庁ホームページで最新情報を必ず確認するよう求めている。

また、同措置の制度設計等として、研究開発にかかるとして、研究開発の適用が族特別控除の適用がある場合の計算に適用しない。このため、要がある。

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyoo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyoo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

改訂版 国税OB税理士による 税務調査のすべて

税務調査は納税者と税務調査官、そして顧問税理士がレベルを高め、信頼関係を築き協力していくことで、効率的・理想的なものとなる。本書は、課税当局に勤務経験のある税理士等がQ&A形式により、税務調査の税目別対策のポイントを解説。いつ税務調査が来ても企業が適切に対応できるように準備するための指図書。前版(令和4年9月刊)以降の改正等に対応した最新版。

成松洋一 著 ▼A5判・950頁・定価6380円(税込)

改訂版 十六訂版 圧縮記帳の法人税務

圧縮記帳制度は、税法独自の考え方にに基づき、極めて政策的かつ技術的に複雑な仕組みゆえに、なじみが薄く難解ですが、取引金額が高額な土地、建物の譲渡や保険差益についての課税の特例であるため、その理解や処理が重要だ。本書は、圧縮記帳制度の内容、取扱いについて多くの具体的な設例や質疑応答判例、裁判例等を取り入れ、規定の趣旨や背景を踏まえて、実務と理論の両面から解説。前版(令和5年8月刊)以降の税制改正を踏まえて改訂。

笹島修平 著 ▼A5判・460頁・定価3630円(税込)

三訂版 税目別 実務上誤りが多い事例と判断に迷う事例Q&A

所得税、源泉所得税、法人税及び消費税を中心として実務上の取扱いを検討する際の参考となる基本的な事例、判断に迷う事例をQ&A方式により解説。所得税については所得区分、源泉所得税については外国人に支払う使用料に関する課税上の具体的な取扱い事例、法人税に関しては役員に対する給与から移転価格に関連する身近な事例、消費税については実務上留意すべき取扱い、さらに国内外に関する事例を取り上げて解説。

高橋幸之助 著 ▼A5判・420頁・定価2860円(税込)

新改訂版 社長さんの常識・経理さんの常識

中小企業の「社長さん」と「経理さん」の日常業務の中での何気ない会話をきっかけに、中小企業に課税する税制の概要や、その適用の可否についてのポイントを簡潔にわかりやすく解説。初学者からベテランの税理士まで、また、企業の経営担当者からオーナー経営者まで、手軽に読める冊。

谷山孝博 著 ▼A5判・300頁・定価2860円(税込)

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03(3829)4141(代) FAX 03(3829)4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
<https://www.zaikyoo.or.jp>

各府省庁の8年度税制改正要望が出そろった

各府省庁の令和8年度税制改正要望が出そろった。財務省と総務省は2日、各府省庁からの要望事項をホームページで公開した。金融庁は、暗号資産について、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しなどを求めた。厚生労働省は、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長などを要望。文科科学省は、地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設などを求めた。ここでは、先週号に掲載した経済産業省と国土交通省以外の主な改正要望を紹介する。

暗号資産に「分離課税」の検討を

NISAの対象年齢見直しも

金融庁

改正要望でも暗号資産可能とするための検討に係る課税上の取扱いを税制面を含めて行う必要があるとしていたが、8年度要望では、暗号資産の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを求めた。金融庁は、暗号資産E.T.Fの組成を

は総合課税の対象とされている。国内外の投資家による暗号資産投資が増加傾向にある中で、7年度与党税制改正大綱では、翌年度以降の検討事項として、投資家保護のために必要な法整備を行うこと等とあわせて、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討することが盛り込まれた。

地元学校の教育に参画

支出費用の一定割合を税額控除へ

文科省

地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設を要望した。地元小学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校

ための非課税保有限年度の当年中の復活を要望。



東京都23区内の火葬場のシェアを7割占める中国資本傘下の火葬場運営会社が、低料金で葬儀を行える「特別区民葬儀」の取扱い終了を発表し、物議を醸している。発表後、SNS上で「区民葬」がトレンドワード入りした。区民葬は、23区の在住者であれば所得制限なく利用できる★その火葬料金は大人5万9600円だが、取扱い終了で2万7400円割高になるといわれる。なお、自治体の公営火葬場は、住民であれば無料5万円が相場だ。極めて公共性が高いインフラであるがゆえに、火葬料は非課税となっており、★外資系企業の利益追求の対象となり、価格の安定と透明性が確保できていないこの現状を早急に改善すべきた。今後もインフラ的要素が高い業種であれば同様の事態が考えられ、外資の参入規制等の対応が必要であろう。(A)

積立金に対する課税を撤廃

年金資産運用への影響指摘

厚労省

企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を要望した。企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年4月1日より課税凍結中だが、令和8年3月31日が凍結期限となってい

このため、積立金に対する特別法人税を撤廃、もしくは撤廃に至らない場合は、課税停止措置の3年延長を求めた。

現在、有価証券取引等から生じる所得は基本的に分離課税が適用されるもの、暗号資産取引から生じる所得

れ、また、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されることから、年金資産の運用に著しい影響があり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる

めに必要な面積の3分の1程度は確保できず、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中で、米を含めて食料自給力を確保する観点から、生産者等が生産性の向上等に取り組む

地方拠点強化税制2年延長と拡充を

購入・改修を追加となっている。また、自治体独自の企業誘致関連施策を調査・可視化する企業等の利便性向上とともに、国施策との連携強化や自治体間で

に寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があるとして、福島県国見町の地域再生計画の認定を取り消した事案や、実態調査の結果を踏まえ、制度改善策を実施しているところ、さらなる適正化等が必要として、税制上の所要の措置を求めた。

このほか、医師偏在対策として、将来にわたる米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

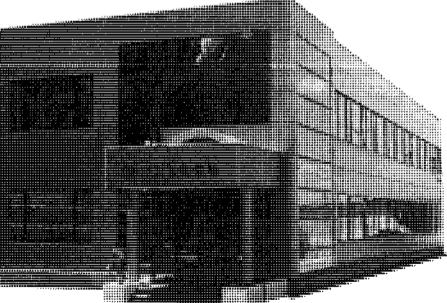
米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

米の生産性の向上等

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

国税庁 8年度予算・定員等要求

7年度当初予算比0.3%減の6340億円

東京局調査一部に「国際機動課」新設を要求

国税庁は8月29日、令和8年度の予算概算要求と定員・機構要求を公表した。8年度予算概算要求額は、7年度当初予算額比0.3%減の6340億3000万円となっている。他方、機構要求では、グローバル・ミニマム課税の所得合算ルールへの対応として東京局調査第一部に「国際機動課」の新設のほか、国家公務員の定年引上げに伴う最適な職場環境の整備として同庁に「監査評価事務専門官」(仮称)と「監査事務専門官」(仮称)の新設などを求めた。

要求では、「消費税不正還付への対応」「インボイス制度の円滑な実施への対応等」の観点から、6882人の増員要求を行った。この主な内訳は、「消費税不正還付への対応」が178人、「インボイス制度の円滑な導入への対応等」が190人となっている。一方、

8年度同庁の定員合理化目標数は552人とされていることから、この結果、8年度定員の純増要求数は130人となった。機構要求では、8年9月30日に最初の申告期限を迎える「グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール(TIIR: Income Inclusion Rule)」への対応として、東京局調査第一部に国際機動課(仮称)の新設を要求。また、東京局課税第一部に統括国税実査官2人、同局同部統括国税実査官に情報技術専

門官9人と審理専門官1人の増員を求めた。さらなる「酒類業振興のための体制整備」では、同庁課税部酒税課に「酒類企画官(仮称)」の新設を要求。日本産酒類の海外拡大に向けた対外的な調整に臨む際の格を高めることを目的としている。「業務センター室拡充への対応」としては、都市局である東京局、関信局、名古屋局、大阪局の総務部に、センター室のトップとして特別国税管理官(仮称)の新設を求めた。

このほか、「定年引上げに伴う最適な職場環境の整備」として、同庁から国税局に派遣する「監査評価事務専門官」(仮称)と「監査事務専門官」(仮称)の新設を要求。いずれも豊富な知識と経験を生かした補佐的な役割を担う。行政文書の管理や実績の評価に関する事務を行う「監査評価事務専門官」は3人、

特別承継計画の提出件数が前年度比69.8%減の1671件だったと明らかにした。前年度の5年度が6年度税制改正による特別承継計画の提出期限の延長が決まる前だったこと、提出件数が駆け込み需要で大幅に増えたことにより、その反動で減ったとしている。6年度の提出件数はコロナ禍に突入し、平成30年の特例創設後に同提出件数が最も低かった令和3年度の2661件も大きく下回り、過去最少だった。

また、同省は税制改正の要望の中で6年度の目までしかできない。このため、特例の適用期限は変更しないものの、特例承継計画の提出期限は再度の延長を目指す。

法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長(1年)、6年度税制改正(2年)と過去2年度の税制改正で合計3年延長されている。今回、延長されることになれば3年度目となる。同省は同延長と同時に、今後の事業承継のあり方についての検討も求めた。今後の事業承継のあり方について検討は、同省の外局である中小企業庁が「中小企業の親族内承継に関する検討会」を設置して検討を行っている。

また、同省は税制改正の要望の中で6年度の目までしかできない。このため、特例の適用期限は変更しないものの、特例承継計画の提出期限は再度の延長を目指す。

8年度の要求額全体は約9割を占める人件費は、定年引上げにより退職手当が90億5000万円減額したことなどから7年度当初予算額比1.4%減(80億円減)の5486億円、一般経費は、同7.6%増(60億円増)の854億円だった。

「庁局署一般経費」は、同5.3%増の630億5300万円、東京・小石川署の新局舎への移転関係経費1000万円も含まれている。

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

21億円が電話相談センターの運営経費となっている。「庁局署一般経費」は、同5.3%増の630億5300万円、東京・小石川署の新局舎への移転関係経費1000万円も含まれている。

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

「女子学生体験プログラム」を開催

国税庁 税務調査の模擬体験など実施



国税庁は2日から3日にかけて、東京都千代田区の本庁会議室で、「令和7年度霞が関女子学生体験プログラム」を開催した。これは、主催の内閣人事局が各府省庁と連携し、学生の学習意欲の喚起、職業意識の育成及び国の行政についての理解の増進を図るため、国の行政に関心を持つ大学的女子学生を実習生として受け入れ、実施しているもの。公務の世界に興味のある女子学生に参加を募り、全体で約480人を受け入れる予定となっている。

当日は、同庁の業務に関心を持つ女子学生約30人が参加。初日は、同庁総合職に関する業務説明などが実施され、2日目は国税専門官の業務内容の説明のほか、税務調査や滞納処分の模擬体験(写真、女性職員との懇談会など)を行った。

終了後、参加した東京経済大学3年の稲垣春花さんは、「身近でなくイメージのつきにくい仕事と思っていたが、女性職員の方の話も聞いて不安が解消された。モチベーションが上がった」と話していた。

同庁は、「女性が安心して長く働けるよう、子育てと仕事の両立支援などワークライフバランスの充実に取り組んでいる。今後、各国税局でも職場体験のイベントを開催することとしているため、幅広い学生の方に参加していただき、国税の職場の魅力を知ってもらいたい」としている。

また、同省は税制改正の要望の中で6年度の目までしかできない。このため、特例の適用期限は変更しないものの、特例承継計画の提出期限は再度の延長を目指す。

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員

また、「酒類業振興の不足や価格高騰に対応した酒販支援強化に必要な経費」については、要求額を示さない事項要求をした。他方、8年度の定員



株式会社 マルエイ
代表取締役社長 澤田 栄一
本社: 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロッドパイプ製造販売、G.H.P・冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

maruta
新しい物流サービスを創造していく
service creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL: 052-611-1151

Best New Machine

最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO
本社: 名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

地方税の税源偏在に是正を求める声

総務省が設置している「地方税制のあり方に関する検討会」が道府県民税の課税団体と、あるべき税収帰属地との乖離が生じている状況を受けて、地方税制上の措置として清算制度を新たに導入すべきとの中間整理を行った(8月11日号3面参照)。インターネット銀行の口座や実店舗が存在しないネット支店に紐付いた口座に係る利子割は口座開設者の住所地にかかわらず、銀行の本店所在地に納入される仕組みになっており、その税収がネット銀行の本店等の多い東京に集中しやすいことに対応するもの。ただ、リアル金融資産も東京圏に集まる傾向にあることなどが分かっており、税源等の一極集中への不満と、その是正を求める声が上がっている。

東京一局集中に近隣県も不満

埼玉、千葉、神奈川の知事が総務省に要望

三井住友信託銀行が兆円が地域をまたいで令和4年11月に公表したレポート「相続に伴う家計金融資産の地域間移動」によると、今後30年程度の間は相続される金融資産の総額は650兆円弱で、その2割に当たる125兆円が地域をまたいで兆円が地域をまたいで移動する見込み。このうち、「資産の移動先として突出しているのは東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)で、全大府(京都、大阪、兵庫)を除き、残る9地域(北海道、東北、北関東、中部・北陸、

中京圏、京阪周辺、中国、四国、九州・沖縄)はすべて資産減少(流出超過)になるとした。例えば北海道に住む親が亡くなり、東京に住む子が遺産を受け取れば、家計資産が北海道から東京に移転する。レポートによれば、高度成長期を中心に非大都市圏(地方)から三大都市圏に大規模な人口移動が発生。東京圏ではその後も1990年ごろまで毎年50万人前後の人口流入が続いたことが要因とな

る。利子割の問題にとどまらず、法人関係二税(法人事業税、法人住民税)などの税目でも都の人口1人当たりの税収は他の道府県に比べて突出して高い。結果、総務省が公表している令和5年度決算額に基づく地方税全体の同1人当たりの税収額は全国平均を100とした場合、東京が断トツトップの164.5。これに愛知の112.6、大阪の103、神奈川の101.9、福井の100.1が続

き、残りはすべて100未満だった。これら税収をもとに都は各種の独自施策を講じている。8月29日には埼玉、千葉、神奈川の3県の知事が総務省を訪れ、

税源偏在の是正等を要望。税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築に向けて、適切な措置を早急に講じることを求めた。これまでも何度か税源の偏在是正措置は講じられてきたが、同じ東京圏にあっても都と近隣県との間で格差の是正を求める声上がり、何らかの対策を講じる必要性が高まってきている。

7月税収は67%増

定額減税の影響がはく落等

財務省は1日、7月月末累計は同34.8%増の9兆4346億円だった。

税目別にみると、6月分支給の給与が中心の源泉徴収分は、昨年

に施行された定額減税の影響がはく落したことで、同77.5%増の3兆8932億円と大きく増加。

申告分も、昨年は7月末が期限の第1期予定納税の収納が、定額減税の措置に伴い9月末に期限延長されたことで大幅に減少した分が戻ったことにより、

前年の約16倍の5494億円と大幅に増加し、所得税全体では、同99.5%増の4兆426億円となっている。

法人税は、5月決算法人の確定申告分と11月決算法人の中間申告分が中心で、3月決算法人の還付金が減少し

と増加した。また、消費税も、昨年は予納の調整により増加した3月期決算法人への還付金が増加したことで、同41.8%増の1兆1704億円と大幅に増加した。

国交省が調査 空き家の取得 6割が相続

相続空き家の7割超は昭和55年以前に建築

国土交通省は8月29日、令和6年空き家所有者実態調査の結果を公表した。それによると、空き家の取得経緯は、約6割が相続となっており、約6割が相続となっており、約6割が相続となっている。その相続空き家のうち、7割超は昭和55年以前に建築された住宅で、腐朽・破損があり、約6割は所有者の「死亡」を契機に空き家となっている。また、相続で空き家を取得した世帯の相続前の対策状況では、

約2割超となっている。対策を実施していない空き家は、対策を実施した空き家と比べて、何もせずにそのまま空き家として所有されている割合が約1.5倍となっている。

同調査は、空き家の取得経緯や管理状況、利用意向などを調査するもので、昭和55年以前に調査は、6年11月下旬

から12月にかけて行われた。空き家の利用状況では、空き家の種別ごとに直近1年間の空き家の変化をみると、使用目的のない空き家の約15%が空き家を解消し

ており、貸家・売却用空き家の約3割が空き家を解消している。使用目的のない空き家の解消理由では、「除却した」が23%、「貸した」が16%、「所有者や親族が居住した」が16%などとなっている。

今後の空き家の利用意向では、使用目的のない空き家の所有世帯の約4割が今後も空き家として所有する意向がある一方で、4割弱が売却または売却する意向があるとなっている。

今後5年間程度のうち空き家として所有しておく意向の世帯における空き家として所有しておく理由(複数回答)では、「物置として必要」である世帯の割合が56%と最も高く、次いで「解体費用をかけたくない」が47%、「住宅の古さ」が37%となっている。

「今後の空き家の利用意向では、使用目的のない空き家の所有世帯の約28%となっている。

7月の税収 (単位:百万円)

税目	7月分 (前年比)	7月末累計 (前年比)
源泉分	3,893,211 (177.5%)	5,846,811 (148.3%)
申告分	549,438 (1624.5%)	493,510
計	4,442,649 (199.5%)	6,340,321 (161.3%)
法人税	215,096 (173.5%)	402,018 (191.2%)
相続税	333,351 (139.0%)	594,858 (118.2%)
消費税	1,170,408 (141.8%)	423,383 (68.5%)
酒税	87,015 (91.3%)	183,737 (87.3%)
その他	528,734 (99.7%)	1,490,313 (97.7%)
一般会計分	6,777,253 (167.7%)	9,434,630 (134.8%)

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー
福助工業株式会社

福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

【本社】〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

社会に貢献する
優良企業

四国の菓子
名物かまど
四国へ来て
四国を語る
名物かまどの味

ホームページ
<https://www.kamado.co.jp>
ネットショップ
<http://www.kamado.jp>

続 傍流の正論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

57

我が国では、「会社」と称するものが約300万社を数えるが、そのほとんどが個人事業まがいの小規模な企業であり、中小企業と称されるものである。そして、そのような企業は、文字通り「経営と資本」が一体となっており、その点でも個人事業と大差はない。

それでは、なぜ、個人事業が「法人成り(会社成り)」するのか、それにはいくつかの理由があるが、最大の理由は、経営者(オーナー)と当該法人企業を通して租税負担が最少になると考えられるからである。すなわち、個人事業の場合には、所得税について、収入金額から必要経費を控除できるにしても、その必要経費の範囲は、事業と直接関係があるものに限られるし、家事関連費は厳しく除外される。

また、生計を一にする親族からの役員提供に対しては、所定の事業専従者控除の道は開かれているにしても、事業主が税理士である配偶者に対して税務代理を依頼して通常の税理士報酬を支払っても、必要経費として認められることはないし、税理士が事務所の建物を所有している配偶者から借りて通常の賃借料を支払っても必要経費として認められることはない。

そして、前記のような制約を受けて算出された事業主の所得金額に対しては、所得税と住民税を合算して最高55%を超える累進税率が課せられることになる。

ならばということ、その個人事業が法人(会社)になると、法人税の所得金額の計算においては、前記のような制約はほとんどないことになる。すなわち、法人の所得金額は、原則として、益金の額から損金の額を控除することになるが、その損金の額については、事業に関連性がない支出金であれば、寄附金として一定の損金算入の制限はあるが、それ以外は個人事業よりも極めて制約は少ない。その上、益金についても、オーナーとの間で適正であれば分散も可

能である。

また、法人成りの最大のメリットは、一つの事業体が稼得する所得を、その法人とオーナーとに分割(分散)して、累進税率の適用を回避し、その法人とオーナーの所得税額の総額を最少化することができることにある。すなわち、その法人が稼得した総所得金額につき、法人の所得に対する限界税率(通常比例税率)とオーナーに支払われる役員報酬に対する所得税の限界税率が同一になるように役員報酬を支払えば、両者の合計所得税額が最少になる(もっとも、通常役員報酬は原則として事前に定めておく必要があるため、計算通りにはいかない場合もある)。

法人成り

さらに、法人成りは、前述のような個人事業が法人になるだけでなく、個人が所有している財産を管理・運用するための会社、いわゆる財産管理会社を設立する場合も多い。そして、その場合にも、オーナーや家族が役員等となって、前述のような所得課税上の利益を得ることができる。

次に、法人成りは、所得課税の上でメリットがあるばかりでなく、個人時代に所有していた財産をその法人に移しておけば(もっとも、その段階で譲渡所得課税が生じることもある)、相続税についても、通常、財産を直接所有している場合の評価額よりもその法人の株式又は出資の評価額の方が低いから、相続税対策としても活用できる。

以上のように、法人成りについては、良いことばかりのようにも考えられるが、過度な相続負担の最少化策を設けている。その中で、「役員給与の損金不算入」(税法34)のような個別の否認規定であれば比較的対応しやすいが、「同族会社等の行為又は計算の否認」(所法157、税法132等)のような包括的否認規定になると、その対応は困難になる。

人たる人に対して課せられる税金であり、ここに掲げた非課税の対象は「者」であることに注意する必要があります。所得税ならば、「所得」について非課税とするところですが、個人住民税は、人に対して非課税とする建付けになっています。人的非課税制度と呼称するのはそのためです。

③は昭和56年度に創設された免税点制度に似た制度で課税最低限とは全く違う制度であることに留意する必要があります(地法附則3の3)。課税最低限は、所得控除の合計額から導き出されますが、非課税制度は、法律により所得を線引きすることによって、その線超は課税、以下は非課税とするものです。昭和56年当時は地方財政が大変厳しく課税最低限の引上げによる減収が大きかったところから、税収に与える影響が少ない免税店制度に似た非課税限度額が創設されたのですが、昭和57年度以後も継続してこの制度が存続し、「当分の間」という表現で今に至っています。非課税の水準は、生活保護法の基準との関係で、それを下回らないように設定されています。

他の所得税に関する法令」には租税特別措置法と同法施行令は含まれないということです。前回、合計所得金額について、長期譲渡所得が含まれる規定(地法附則34)を紹介しましたが、土地建物等に係る長期譲渡所得は、租税特別措置法に規定されているので(租特法31)、地方税法32条及び313条にある「所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法22条2項又は3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するもの」には入ってこないところです。したがって、当該長期譲渡所得を合計所得金額に含まれるものとするには、地方税法附則において読替規定を置かなければならないということです。

②は個人住民税独自の制度で、個人の社会的事情に配慮して特に設けられた非課税規定で、所得税法には同様の制度はありません。すなわち、生活保護法的生活扶助を受けている者、一定の障害者、未成年者及び寡婦又はひとり親、一定の均等割を課すべき者などに対する非課税制度です。個人住民税は、あくまで自然

人的非課税は個人の事情に配慮 非課税の対象は「者」に注意



個人住民税③

(5)非課税

個人住民税の非課税には、次の種類があります。①所得税において非課税とされる所得、②人的非課税制度(地法25、295)及び③非課税限度額制度です。

①は典型的には所得税法9条に定める非課税所得で、所得割の課税標準は前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、地方税法又は地方税法施行令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法22条2項又は3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するものとする規定(地法32、313)によって個人住民税も当然に非課税となります。この条文で気を付けておきたいのは、「所得税法そ

いつの時代にも 人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業 **吉村建設工業株式会社**

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL https://www.doishibazuke.co.jp/

〈直営店〉
大原本店・三丁院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテルタ店



電炊きまてごはん **土井**

大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい SUINA室町店
DOI PLUS ONE KYOTO

アウス Password of AWES Clean

- (空気) Air
- (水) Water
- (熱) Energy
- (土) Soil



イクイップメントのサポート商社

昭栄 株式会社

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町 2 丁目 3 番 1 号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町 6 番 10 号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

裁決事例集

253

裁決のポイント

設立後最初の事業年度の各支給時期における役員給与について、各支給額の改定は通常改定に当たらず、当該役員給与は定期同額給与に該当しないとされた事例。

歯科医業を営む医療法人社団である審査請求人が損金の額に算入した理事長に対する役員給与の額について、原処分庁が、当該役員給与は法人税法第34条A役員給与の損金不算入(第1項第1号所定の定期同額給与に該当しないと法人税法等の更正処分等をした。それに対し、請求人が、当該役員給与は事実上の事業開始の日から三月を経過する日までに改定されたものであるから定期同額給与に該当するなどとして、原処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、当該改定は設立後最初の事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から三月を経過する日後にされた定期給与の額の改定であると認められるため、通常改定に当たらず、当該役員給与は、設立後最初の事業年度の各支給時期における支給額が同額ではないから、定期同額給与に該当しないと、処分は適法であるとした(令和6年8月1日付、非公判裁決)。

基礎事実等

請求人は、歯科医業を営む医療法人社団。平成31年1月4日に開催された請求人の設立総会において、定款及び役員月額報酬限度額(理事長は440万円)が承認され、理事長にA(本件理事長)が選任された。おいて、定款には、会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとし、設立後最初の会計年度は、設立の日から平成32年2月29日までとする旨

編集部編

定期給与の改定は会計期間開始の日から三月経過日後、通常改定に該当せず

記載されている。請求人は、平成31年4月26日に、医療法第7条第1項所定の開設許可(診療所の新規開設)を取得した。なお、この開設許可に係る診療所開設許可申請書には、開設予定年月日は令和元年6月1日と記載されている。

請求人は、設立後最初の事業年度の各支給時期における本件理事長に対する定期給与(本件役員給与)の支給額について、平成31年4月から令和元年6月は零円、令和元年7月及び8月は180万円、同年9月から令和2年2月は280万円とした(令和元年7月から支給額を180万円とした本件役員給与の額の改定を本件7月支給額改定とい、同年9月から支給額を280万円とした本件役員給与の額の改定を本件9月支給額改定とい、これらを併せて本件各支給額改定とい、これを併せて本件各支給額改定)。

請求人は、〇〇から令和2年2月29日までの事業年度の法人税及び〇〇から令和2年2月29日までの課税事業年度の地方法人税について、それぞれ青色の確定申告書を法定申告期限までに申告した。なお、請求人は、この申告において、本件役員給与の合計額2040万円を定期同額給与として損金の額に算入した。

その後、請求人は原処分庁所属の調査担当職員の調査を受け、各修正申告書を出し、原処分庁は、本件役員給与は定期同額給与に該当しないと法人税法等の更正処分等をした。

争点は、本件役員給与は定期同額給与に該当しないか否か。具体的には、本件各支給額改定が通常改定に該当しないか否か。

請求人の主張

設立後最初の事業年度の各支給時期における本件理事長に対する本件役員給与の支給額について、本件各支給額改定は、いずれも開業の日から三月以内にされた

定期給与の額の改定であり、また、当該開業の日が設立後最初の会計期間開始の日であると解されるから、本件役員給与は定期同額給与に該当する。

審判所の判断

法人税法第13条A事業年度の意義(第1項の規定によれば、請求人の設立後最初の事業年度は定款に定める設立後最初の会計年度であると認められるところ、本件の全証拠をみても、本件役員給与の支給額について定めのある書類は月額報酬限度額を定めた請求人の設立総会に係る議事録以外に見当たらないから、本件各支給額改定は、そもそも事前の定めによるものと認められるに足りず、令和元年7月支給額及び同年9月支給額の元帳計上日にそれぞれされたと推認されるから、いずれも設立後最初の事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から三月を経過する日後にされた定期給与の額の改定であると認められる。

したがって、本件各支給額改定は、法人税法施行令第69条A定期同額給与の範囲等(第1項第1号(令和2年政令第207号による改正前のもの)所定の給与改定に当たらず、本件役員給与は、設立後最初の事業年度の各支給時期における支給額が同額ではないから、定期同額給与に該当しない。

なお、請求人は、医療法人としての事業開始の日である令和元年6月1日を業の日とみるべきであり、開業前の期間においても定期同額給与を発生させるべきであるという法理も会計上の妥当性も経済合理性も全く見出すことはできないことからすれば、会計期間開始の日とは、開業の日であると解するべきであると主張するが、法人税法施行令第69条第1項第1号に規定する「当該事業年度開始の日」の属する会計期間開始の日(の会計期間とは、法人税法第13条第1項に規定する「法人の財産及び損益の計算の単位となる期間」)のことであり、意味内容が明らかであるから、会計期間開始の日を開業の日であると解することはできない。

注目の二冊

想定問答から学ぶ税目別
税務実務のチェックポイント

中島 孝一 著

昨今の税務実務の現場において想定される事例を問答形式によりわかりやすく解説。

税目別(所得税編、譲渡所得編、法人税編、相続税編、贈与税編)に整理して各12事例(合計60事例)を収録。「質問」「回答」「解説」の構成とし、さらなる深い理解のため要所にコラムを織り交ぜ重要ポイントを簡潔に整理。

事例では、太陽光発電設備による余剰電力の売却収入に係る所得区分、賃貸用マンションの修繕積立金の取扱い、共有持分に応じて概算取得費と実額による取得費を適用することの可否、事前確定届出給与における「定めどおりに支給されたか」どうかの判定、老人ホームに入居中の甲(妻)が乙(夫)の死亡により自宅を相続した場合における小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)の適用について、定期的な贈与が「定期金給付契約に関する権利」の贈与に該当するかどうかの判断基準などを収録。

初学者からベテランまで税務実務に携わる方々が幅広く活用できる一冊。
A5判、276ページ。定価2860円(税込)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL.03-38829-4141、FAX.03-38829-4001)。



北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社
〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 本社 | 〒450-0003 | 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777 |
| 中部事業部 | 〒455-0032 | 名古屋市港区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255 |
| 関西事業部 | 〒563-0035 | 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417 |
| 関東事業部 | 〒177-0041 | 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071 |
| 北陸事業部 | 〒925-0125 | 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011 |
| 九州事業部 | 〒818-0101 | 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031 |
| 横浜事業部 | 〒253-0105 | 神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号
TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564 |



おひとりさまの相続アドバイス

■(一社)おひとりさま相続 社会保険労務士 加藤 聖司

9

知っておきたい社会保障制度

(社会保障制度を味方にするために)
 近年、「おひとりさま」と呼ばれる単身生活者の増加が顕著です。生涯独身の方、配偶者に先立たれた方、子どもを持たない方など、その形態はさまざまですが、共通するのは「老後の生活を基本的に自分一人で支える」という現実です。

おひとりさまにとって、年金と医療保険は将来の安心を支える「命綱」と言っても過言ではありません。仕組みを十分に理解していなければ、受け取れるはずの給付を逃したり、損をする選択することもあります。

【年金制度】おひとりさまにこそ必要な「長寿リスク対策」

老後の資金準備といえば「自助努力

日本は全員が公的医療保険に加入する「国民皆保険」の国で、医療費の自己負担は原則3割(高齢者は1~2割の場合もあり)に抑えられています。さらに、「高額療養費制度」により、医療費が一定額を超えると超過分が払い戻される仕組みがあります。

入院や手術といった高額医療費が発生しても、一定限度額以上は自己負担が軽減され、安心して治療を受けることができます。

また介護保険制度にも注意が必要です。要介護状態になった際、誰に介護を頼めるかはおひとりさまにとって切実な問題です。介護サービスを受けるためには、原則65歳以上で要介護認定を受ける必要があります。要支援・要介護の段階によって、訪問介護や通所介護など必要な支援を受けられますが、

年金と医療保険 仕組みを十分に理解を

(貯金や投資)」を思い浮かべる方も多いですが、公的年金の最大の利点は「長生きするほど得をする」ことです。日本の国民年金や厚生年金保険等の公的年金は終身給付であり、何歳まで生きても受給し続けることができます。

特におひとりさまは、配偶者等からの支援を得られない分、公的年金の重要性が増します。公的年金に加入していた期間が長いほど受給額が多くなるため、できるだけ長く働いて保険料を納めることが将来的に有利となります。65歳以降も働くことで年金の繰下げ受給(最大75歳まで)を選べば、年金額を42%増やすことも可能です。

また、障害年金の制度も見落としがちです。突然の病気やケガで働けなくなった場合、公的年金の加入者は障害年金を受け取れる可能性があります。収入をカバーしてくれるこの制度は極めて重要です。

【医療保険制度】高額療養費制度と介護保険を理解する

手続きのタイミングや内容により受けられるサービスが変わるため、早めに情報を集めておくことが重要です。

(最後に)

おひとりさまにとって、社会保障制度は「備えの柱」です。しかし公的制だけでは不十分な場合もあります。例えば、長期入院や施設介護など、支出が大きくなる場面では、ある程度の自己資金も必要となります。民間保険の活用や資産運用を組み合わせて、「自助」と「公助」のバランスを取る視点も求められます。

年金や医療・介護保険は、制度が複雑で度々改正されるため、最新情報を知らないで損をすることもあります。特におひとりさまは、自分で情報を取りに行く姿勢が不可欠で、行政や専門家に相談することもひとつの手段です。

老後の安心は「事前の準備」で決まります。制度を正しく理解し、自分に合う活用法を得ることで、より安心して豊かな未来になるものと思われれます。

映画好きの税理士のひそひそ話

■税理士 石本 力

ジュラシック・パークからワールドへと展開するシリーズは、ステイプーン・スピルバーグ監督或いは製作総指揮によって、実写映画化された現代に甦った恐竜と人間たちの戦いを描いたSFパニックアクションです。

第1作『ジュラシック・パーク』は1993年7月に公開され、様々な恐竜たちを当時最先端のリアルなCG映像で描き、世界的ヒットを記

ジュラシック・シリーズの世界

～現代に甦る恐竜が語りかけるものとは～

録しました。続く第2作『ロスト・ワールド』と第3作『ジュラシック・パークⅢ』でパークシリーズは完結しました。

第4作は、前作から14年ぶりに『ジュラシック・ワールド』(2015年8月)として新たにオープンしたエリアで始まり、球体の乗り物でめぐる恐竜見学やモササウルスの水中ショーなどで人気を博していました。遺伝子操作により、凶暴で高い知性をもった新種の恐竜を作り出したことで新たな恐怖をもたらすこととなったのです。第5作『ジュラシック・ワールド炎の王国』(2018年7月)では島の火山の大噴火から恐竜を救出。第6作『ジュラシック・ワールド新たな支配者』

(2022年7月)では救出した恐竜たちが世界に放たれた4年後の世界で、人類と恐竜の安全な共存の道を模索する物語を描きました。

そして、前作から5年後の世界を舞台に第7作『ジュラシック・ワールド復活の大地』が今年8月に公開されました。人類が恐竜への興味や関心を失いつつある中、恐竜たちも現環境への対応の難しさから衰退傾向が強くなっていました。

一方で、恐竜のDNAを活用して医療に大きな効果が期待できる事が判明します。その恐竜は陸・海・空の大型恐竜3種のものでした。

その獲得に向かうチームの冒険と戦いを描いた本作は、スカールレット・ヨハンソンら新たなメンバーで構成された精鋭部隊です。特殊工作員ゾーラ・ベネット(スカールレット・ヨハンソン)は、信頼する傭兵のダンカン・キンケイド(マハーシャ・アリ)、古生物学者のヘンリー・ルミス博士(ジョナサン・ペイリー)らとともに、初代ジュラシック・パークの極秘研究施設が存在した禁断の島へ足を踏み入れます。そこはかつてパークの所有者が極秘の実験を行い、最悪の種と言われる20種類の恐竜が生き残った赤道直下の立ち入り禁止区域で、地球上で最も危険な場所でした。

果たして、目的のDNAを無事入手できるのか。未知の緊迫感と冒険の結末を是非映画館で味わっていただきたい秀作だと思えます。

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者になります。

答え= 万人

ナンプレの予想難易度: 6

		3				5	7	
				7			3	8
			8	6	3			9
6			2			7	B	
2			7	1	5			6
		1				8		4
3			9	4	2		A	
9	4			5				
	1	5					9	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 9月14日(日)

前回の答え %



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
 tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
 TEL (0586) 75-6201
<https://www.shinkin.co.jp/ichii/>



適正公平な課税・徴収の実現を

熊本局の北村局長が抱負

国税庁の7月10日付の人事異動により、熊本国税局長に就任した北村厚氏(税務大学校副校長)は、II写真IIが就任の抱負を次のように語った。

熊本局は平成27年から2年間に、総務部長として勤務して以来、2回目となります。平成28年の熊本地震の際には、申告・納付期限の延長などに熊本局一丸となって取り組むことができました。国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税環境の整備、適正公平な課税・徴収の実現に努め、納税者の皆様からの信頼を確保してまいります。

また、経済社会のグローバル化、デジタル化など急激な変化に対応するために、税務行政のDXの三つの柱である「納税者の利便性の向上」「課税徴収事務の効率化・高度化」「事業者のデジタル化促進」を一層推進し、「あらゆる税務手続きを



豊かな自然と独自の歴史や文化を有し、インバウンドの増加等により活力溢れた魅力的な沖繩の地で勤務できることを大変うれしく光栄に感じています。また、さまざまな機会を

北村厚(きたむらあつし)氏の略歴 平成元年国税庁入庁。稚内税務署長、熊本国税局総務部長、同庁法人課課長などを経て、令和6年7月から税務大学校副校長。59歳。千葉県出身。

税務行政のDXを推進

沖繩事務所の剣持所長が抱負

国税庁の7月10日付の人事異動により、沖繩国税事務所長に就任した剣持敏幸氏(国税庁調査課長)は、II写真IIが就任の抱負などを次のように語った。

豊かな自然と独自の歴史や文化を有し、インバウンドの増加等により活力溢れた魅力的な沖繩の地で勤務できることを大変うれしく光栄に感じています。また、さまざまな機会を



また、若い職員も多く活気ある職場でもあることから「使命感を胸に挑戦する、税のプロフェッショナル」として、能力を十分に発揮し、

納税者の皆様から信頼される組織として役割を果たしていきけるよう、微力を尽くしたいと思っております。 大坂国税局は、大学のインターンシップ(就業体験)を8月20日から22日に同局で実施した。昨年に続き実施したもので、3日間で約300人が参加した。

大坂国税局は、大学のインターンシップ(就業体験)を8月20日から22日に同局で実施した。昨年に続き実施したもので、3日間で約300人が参加した。

大坂国税局は、大学のインターンシップ(就業体験)を8月20日から22日に同局で実施した。昨年に続き実施したもので、3日間で約300人が参加した。

大坂国税局は、大学のインターンシップ(就業体験)を8月20日から22日に同局で実施した。昨年に続き実施したもので、3日間で約300人が参加した。

大坂国税局は、大学のインターンシップ(就業体験)を8月20日から22日に同局で実施した。昨年に続き実施したもので、3日間で約300人が参加した。

小学4～6年生に租税教室を開催 豊島法人会 公益社団法人豊島法人会(池田憲治会長)は8月2日、夏休みの租税教室を開催した。これは、豊島区内の小学4年生～6年生を対象とした夏休みのイベントで、子どもたちの税への関心を高め、

小学4～6年生に租税教室を開催 豊島法人会 公益社団法人豊島法人会(池田憲治会長)は8月2日、夏休みの租税教室を開催した。これは、豊島区内の小学4年生～6年生を対象とした夏休みのイベントで、子どもたちの税への関心を高め、

小学4～6年生に租税教室を開催 豊島法人会 公益社団法人豊島法人会(池田憲治会長)は8月2日、夏休みの租税教室を開催した。これは、豊島区内の小学4年生～6年生を対象とした夏休みのイベントで、子どもたちの税への関心を高め、

小学4～6年生に租税教室を開催 豊島法人会 公益社団法人豊島法人会(池田憲治会長)は8月2日、夏休みの租税教室を開催した。これは、豊島区内の小学4年生～6年生を対象とした夏休みのイベントで、子どもたちの税への関心を高め、

9月25日・東京開催セミナー

判断が難しい 財産の名義人と真実の所有(帰属)者の認定を巡る事例検討(預金・株式以外編)

名義預金や名義株式のセミナーは数多くありますが、今回はこれら以外の財産となる不動産、生命保険契約、動産(車輜)に係る真実の帰属者判定について、裁判例や裁決事例を通じて確認します。

日時 2025年9月25日(木) 9:30~16:30 ※受付開始9:00、研修時間:6時間

会場 日本教育会館・中会議室 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 交通:東京メトロ・都営地下鉄「神保町」駅/徒歩約3分 東京メトロ「竹橋」駅 北の丸公園側出口/徒歩約5分 東京メトロ「九段下」駅 6番出口/徒歩約7分

講師 税理士・笹岡宏保(ささおかひろやす)氏 昭和37年兵庫県神戸市出身。平成3年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 1名につき19,000円(税込・レジュメ代を含む) ※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格15,200円(税込)となります。

テキスト レジュメは、当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。請求書等はお申込み後にお送りいたします。



札幌南法人会 青年部会が講演会 法人会とは 公益社団法人札幌南法人会青年部会(三寺健吾部会長)はこのほど、(株)遊鶴の代表取締役で札幌南法人会副会長の橋本毅氏を講師に迎え「法人会とは?青年部会の歩み」と題して講演会を開催したII写真II

青年部会では、新入会の部会員も多いことから法人会自体の組織

や活動内容を認識していない部会員も多く、なぜ租税教育活動に取り組んでいるのか、財政健全化のための健康経営を推進する意味がわからないとの声があり、青年部会で租税教育活動が始まった当時

当日は、29人の子どもたちが参加。ボランティアとして参加した東京都立千早高校の生徒16人の協力のもと、午前中は「税金の使い方」をテーマにグループごとに話し合い、午後はその話し合った内容について豊島区役所8階にある「豊島区議会」で、池田会長、豊島税務署の西袋

の青年部会長で現在親会の副会長でもある橋本氏に講演会を依頼した。 法人会の基本的な組織の話に始まり、手探りで開始した租税教室や税の川柳の募集、社会貢献で行っていた少年サッカー大会と税金クイズ大会の融合等、当時の思い出話のほか、自社の屋号変更の事情やM&Aの話など、経営者としての判断についてまで及ぶ講演会となった。

豊かな経験、確かな技術。

DAIICHI ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.

① 大一電気工業株式会社 取締役社長 長瀬 裕亮 本社/〒760-0067 高松市松福町2丁目4-6 TEL087-851-1178(代) FAX087-851-3621 支店/愛媛 営業所/徳島・北島 建設所/綾川

税務の申告と相談は 上坂会計グループ

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州 税理士 倉田 一寿 行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地 TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176 福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312 TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245 小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100 TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968